建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 31 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年１月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイ・エス・ケイ・クラフト　堀江　　敦　三重県四日市市幸町１番21号　国土交通大臣許可(特―21)第20777号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年10月31日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 31 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成26年１月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　洋伸建設株式会社　木森　卓史　広島県広島市中区上八丁堀４－１　国土交通大臣許可（特―24）第11338号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 31 日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　処分をした年月日　平成26年１月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大三工業　中本　重雄　山口県周南市大字原字南岡243―１　国土交通大臣許可（般―23）第21939号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、板金工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 31 日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成25年	新庄	12―１	瀬見	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	福島	11―３	安達太良山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大多喜	13―２	上総中野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	４―２	上三寄	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	６―４	日出谷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	４―１	水上	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	12―２	松原湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	富山	３―３	小滝	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	８―２	願教寺山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	16―３	海津	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成26年２月１日

再生利用事業者の登録の取消処分の公告

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第17条第１項の規定に基づく下記の者に対する再生利用事業者の登録の取消通知は、送付すべき場所を確知することができないため、公告する。

記

1．送達を受けるべき者の住所及び氏名
愛知県名古屋市中区丸の内３丁目４番10号
東海リソース株式会社
代表取締役　大田　克己
2．登録番号　23―16
3．登録年月日　平成21年９月２日
4．再生利用事業の内容　飼料化事業
5．再生利用事業を行う事業場の所在地及び名称
愛知県海部郡飛島村木場２丁目80番
飛島カスケードリサイクルセンター
6．この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に農林水産大臣及び環境大臣に対して、審査請求をすることができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができない。
7．この処分があったことを知った日の翌日から起算して、６か月以内に東海農政局長及び中部地方環境事務所長を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分取消しの訴えを提起することができない。

平成 26 年１月 31 日

東海農政局長　森　多可志
中部地方環境事務所長　池田　善一

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１０５１号
東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
申立人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
本籍埼玉県入間市宮寺693番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日平成25年４月16日、出生の場所埼玉県入間郡宮寺村､出生年月日昭和16年４月３日、職業不詳
被相続人　亡　原嶋　貞夫
事務所埼玉県所沢市狭山ケ丘１―2996―５　ウェストヒルプラザ203号室所沢りぼん法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　英典
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２５年（家）第７２２６１号
東京都江戸川区南葛西７―１―７―803
申立人　元澤　勇夫
本籍東京都渋谷区代々木３丁目３番地８、最後の住所東京都渋谷区代々木３丁目３番８号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日推定平成25年９月23日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和32年２月５日、職業無職
被相続人　亡　元澤　純子
事務所東京都渋谷区神南１―22―８渋谷東日本ビル５階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７２２８７号
東京都千代田区岩本町２―11―７ラ・アトレ岩本町３階
申立人　元橋　一郎
本籍東京都荒川区西日暮里１丁目3347番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里１丁目４番３号、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日平成25年３月10日、出生の場所東京府北豊島郡三河島町、出生年月日昭和３年５月８日、職業無職
被相続人　亡　中田　幸雄
事務所東京都新宿区三栄町23―１ライラック三栄ビル３階わかばの風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子（登録姓出島）
東京家庭裁判所